

新斎場建設に伴う飯盛斎場横駐車場閉鎖後の斎場入場方法等について

1 マイクロバス(葬祭事業者手配)を利用して入場する場合 (※マイクロバスは1台に限る)

- (1) 霊柩車とマイクロバスは、【斎場告別室前】まで、一緒に入場する。
- (2) 霊柩車は仮設駐車場北側の道路の【入場連絡停車位置】で一時停車し、斎場事務所へ電話連絡し、斎場の指示に従い入場する。
- (3) 【仮設駐車場】は、宗教者の車だけ駐車可とし、自家用車は利用不可。
- (4) マイクロバスを利用して火葬中に外出する際は、告別が終わるまで告別室前でマイクロバスは待機し、その後マイクロバスで外出。
- (5) マイクロバスで外出後、斎場に戻る場合は、斎場横の【マイクロバス乗降場所】にて 降車し、斎場待合棟後方の出入口より入館し待合棟で待機。
マイクロバスは仮設駐車場近くの【マイクロバス専用駐車場】にて待機。
- (6) 収骨が終了する際に、マイクロバスに遺族(又は葬儀事業者)※から連絡し、斎場まで呼び寄せる。

※ ①マイクロバス連絡先(携帯電話番号)を斎場へ通知した場合…斎場受付から連絡する。

※ ②マイクロバス連絡先を斎場へ通知できない場合…遺族はシャトルバスを利用してマイクロバス待機所まで移動する。

2 自家用車にて入場する場合(葬祭事業者手配マイクロバスを利用しない場合)

- (1) 自家用車利用の遺族は、【仮設駐車場】でシャトルバスに乗り換えが必要。
 - ・霊柩車は【仮設駐車場】で一旦停車し、乗換を待つ
 - ・会葬者は【仮設駐車場】でシャトルバスに乘換し、シャトルバスは霊柩車と一緒に移動する
 - (2) 霊柩車は仮設駐車場北側の道路の【入場連絡停車位置】で一時停車し、斎場事務所へ電話連絡し、斎場の指示に従い入場する。
 - (3) 仮設駐車場の台数制限: 1葬家あたり合計4台まで(会葬者、宗教者、葬祭事業者の合計)
 - (4) 収骨まで、遺族は斎場待合棟にて待機。
 - (5) 収骨終了後、シャトルバスにて仮設駐車場へ移動し、自家用車に乗り換え。
- ※ 火葬中に外出する際は、シャトルバスで仮設駐車場へ移動し、自家用車に乗換えする。
戻るときは、仮設駐車場でシャトルバスに乗り換えし、斎場待合棟で待機する。

3 遺族と斎場で待ち合わせする場合

- (1) 遺族は【仮設駐車場】でシャトルバスに乘換し、斎場待合棟で待機。
 - (2) 仮設駐車場の台数制限(マイクロバスを利用しない場合):
1葬家あたり合計4台まで(会葬者、宗教者、葬祭事業者の合計)
 - (3) 霊柩車は仮設駐車場へ寄ることなく、仮設駐車場北側の【入場連絡停車位置】で一時停車し、斎場事務所へ電話連絡し、斎場の指示に従い入場する。
 - (4) 霊柩車は入場後、告別室で遺族と合流。(霊柩車とご遺族は密に連絡を取りあってください)
 - (5) 収骨まで遺族は斎場待合棟にて待機。
 - (6) 収骨終了後、シャトルバスにて仮設駐車場へ移動し、自家用車に乗り換え。
- ※ 火葬中に外出する際は、「2 自家用車にて入場する場合」の※をご参照ください。

【外出する際の火葬炉鍵ファイルの取扱い】

- (1)外出するとき:斎場受付事務所へ預ける。(外出であること確認)
- (2)外出から戻ったとき:斎場受付事務所にて鍵ファイルの返却を受ける。(外出から戻られたことの確認)

【仮設駐車場概要】

乗用車駐車台数:25台 霊柩車停車台数:5台

駐車制限:マイクロバスを利用する場合:宗教者の車のみ駐車可

マイクロバスを利用しない場合:1葬家あたり合計4台まで

(会葬者用、宗教者用、葬祭事業者用の合計)

※仮設駐車場を利用する車両は、誘導員の指示に従うこと。

霊柩車は誘導員の案内により、仮設駐車場上部の霊柩車停車区画で待機し、会葬者がシャトルバスに乗車後、一緒に移動すること。

【シャトルバス運行概要】

- ・期間(予定):2026年10月28日(未定)～2029年12月(約39か月間)
- ・運行時間:10:00～斎場業務終了まで
- ・運行日:斎場休場日を除く毎日
- ・運行車両:マイクロバス2台 各24人乗り
- ・運行方式:仮設駐車場と斎場前のピストン運行

【仮設駐車場でシャトルバスに乗り換えが必要となる方】

- ・自家用車で来場の会葬者
- ・宗教者
- ・葬祭事業者
- ・タクシーで来場する方

【斎場告別室前へ進入できる車両】

- ・霊柩車
- ・葬祭事業者手配のマイクロバス(※葬祭事業者手配の運転手付きのハイエース等も、同様。)
- ・車いす利用者が乗車している車両

【ロング霊柩車の利用は控えを】

斎場告別室前に車いす利用者の駐車スペースを確保すること及び葬祭事業者手配のマイクロバスを霊柩車横に駐車することから、ロング霊柩車の駐車が困難となりますので、ロング霊柩車のご利用は控えさせていただきますようお願いいたします。

【入場連絡位置について】

従前のゲート後左折後すぐの位置でなく、新設の仮設駐車場北側の道路の看板位置です。